

第1回群馬県メンテナンス協議会

日 時：平成26年3月18日（火）

10:00～12:00

場 所：群馬建設会館Bホール

（前橋市元総社町2-5-3）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ（高崎河川国道事務所長）

3. 協議会設立趣旨及び協議会規約について

4. 議事

メンテナンスを取り巻く最近の話題

（1）講演（関東地方整備局 道路保全企画官）

（2）その他

5. 意見交換

6. 閉 会

群馬県メンテナンス協議会

設立趣意書

我が国の道路構造物等は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備され、急速に老朽化が進むことが確実である。今後、これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれており、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、これら老朽化した施設等の補修や更新を、いかに的確に対応して行くかが重要な課題となっている。

また、道路施設等の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、直轄国道管理分はもとより、施設の大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めて、その実態を把握したうえで、施設の長寿命化も図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行っていくことが必要となっている。

そのためには、高速道路、国道、県道、市町村道の、すべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが必要不可欠である。

本協議会は、群馬県内における道路施設等の維持管理・補修・更新等を効果的・効率的に行うため、交通上密接な関連を有する道路管理者が相互に連絡・調整を行い、道路施設の点検結果や修繕計画等を共有・協力することにより、円滑な道路管理を促進し、道路構造物等の予防保全・老朽化対策の強化を図ることを目的として設置するものである。

平成26年3月18日

群馬県メンテナンス協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「群馬県メンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、群馬県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- （3）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- （4）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、群馬県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 協議会には、会長及び副会長を2名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長、副会長は群馬県県土整備部建設企画課長及び東日本高速道路会社高崎管理事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 協議会の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 協議会に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に置く。

（幹事会）

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- （1）協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- （2）協議会における協議議題の調整
- （3）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4）その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

（事務局）

第6条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課、道路管理第二課、群馬県県土整備部建設企画課及び東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 年 月 日から施行する。

群馬県メンテナンス協議会 名簿(案)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	高崎河川国道事務所長
副会長	群馬県県土整備部	建設企画課長
	群馬県県土整備部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	高崎管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	宇都宮管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	前橋市	建設部長
	高崎市	建設部長
	桐生市	都市整備部長
	伊勢崎市	建設部長
	太田市	都市政策部長
	沼田市	都市建設部長
	館林市	都市建設部長
	渋川市	建設部長
	藤岡市	都市建設部長
	富岡市	都市建設部長
	安中市	建設部長
	みどり市	都市建設部長
	榛東村	建設課長
	吉岡町	産業建設課長
	上野村	事業部経済課長
	神流町	建設課長
	下仁田町	産業振興課長

群馬県メンテナンス協議会 名簿(案)

	所 属	役 職
	南牧村	振興整備課長
	甘楽町	振興課長
	中之条町	建設課長
	長野原町	建設課長
	嬭恋村	建設課長
	草津町	愛町部土木課長
	高山村	農政課長
	東吾妻町	建設課長
	片品村	農林建設課長
	川場村	田園整備課長
	昭和村	建設課長
	みなかみ町	地域整備課長
	玉村町	都市建設課長
	板倉町	都市建設課長
	明和町	経済建設課長
	千代田町	建設水道課長
	大泉町	都市建設部長
	邑楽町	都市建設課長
	公益財団法人群馬県建設技術センター	事務局長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 建設企画課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	

群馬県メンテナンス協議会 幹事会名簿(案)

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	副所長
副幹事長	群馬県県土整備部道路管理課	次長
	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	副所長
	前橋市建設部道路管理課	課長
	高崎市建設部道路維持課	課長
	太田市都市政策部道路管理課	課長
	沼田市都市建設部建設課	課長
	中之条町建設課	課長
	玉村町都市建設課	課長
	甘楽町振興課	課長
	板倉町都市建設課	課長
	みなかみ町地域整備課	課長
	東吾妻町建設課	課長
事務局	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部 建設企画課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所	